

## 議案第 4 5 号

### 和解について

津地方裁判所令和 5 年（ワ）第 1 5 4 号損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

#### 1 相手方

亡 XXXXXXXXXX 訴訟承継人

#### 2 和解の要旨

- (1) 市は、相手方に対して、本件和解金として 8 0 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前項の金員を令和 8 年 8 月 3 1 日限り、相手方の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- (3) 市は、ハラスメント防止のため、指針の策定及び周知、研修の実施等の防止策を既に講じているところ、今後も継続してハラスメント防止に努めることとする。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 相手方と市は、亀山市議会の議決に係る手続きを除き、互いに本和解内容を口外しないことを約束する。
- (6) 相手方及び市は、相手方と市の間には本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 提案理由

損害賠償請求事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。